

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「本条例」という。）に基づき、府内 37 市町を発着地としてトラックやバス等の運行を行う者は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める排ガス基準を満たす車種規制適合車等を使用しなければならないとする規制（以下「流入車規制」という。）を、平成 21 年 1 月から全国に先駆けて実施しています。

この流入車規制は、車種規制適合車等標章（ステッカー）の表示による車種規制適合車等の使用義務の遵守・徹底を図ることにより、自動車から排出される窒素酸化物（ NO_x ）及び粒子状物質（PM）の総量が多い自動車の発着を規制し、大気環境の改善を図ろうとするものです。

ところで、近年、専ら電気を動力源とし、窒素酸化物（ NO_x ）や粒子状物質（PM）の排出が全く無い電気自動車（※）の開発が進み、貨物用やバスの電気自動車が市場に投入される段階に至ってきました。

これらの電気自動車については、その普及が大気環境の改善に大きく資すると期待されることから、条例の規定を一部改正し、流入車規制の対象とならないようにするものです。

2 改正の内容

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」のうち、第 3 章第 3 節第 1 款のトラック、バス等の運行に関する規制に係る規定の一部を改正し（第 40 条の 14 第 1 項関係）、流入車規制の対象自動車から、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車）を除外します。

※電気自動車

電気により電動機（電気モーター）を稼働させ、専らそれを動力源として走行する自動車をいいます。

蓄電池に充電した電気により走行する蓄電池自動車（一般的にはこれが電気自動車（EV）と称されています。）、水素と酸素の化学反応で電気を生み出す燃料電池により走行する燃料電池自動車（FCV）、架線から電気を受けて走行するトロリーバスなどがあります。